平成 26 年 12 月 10 日

日本生物教育学会会員　各位

日本生物教育学会
会長　米澤　義彦

本学会では、学会の法人化について特別委員会からの報告を受け、理事会内に法人化ワーキンググループを設置し、法人化に向けての具体的な検討を行ってきました。そして、平成 26 年 1 月の理事会、総会において一般社団法人への移行を進めることが承認されました。

平成27年1月の全国大会の理事会及び総会では一般社団法人日本生物教育学会定款案並びに一般社団法人日本生物教育学会選挙管理規則案を審議する予定ですが、理事会及び総会に提案する一般社団法人日本生物教育学会定款案並びに一般社団法人日本生物教育学会選挙管理規則案をあらかじめ提示しますのでご検討ください。

また、会費を 1,000 円値上げすることを提案いたします。

ご意見、ご質問は本学会事務局（jimu@sbsej.jp)にお寄せください。

〇これまでの経緯

法人化ワーキンググループは、特別委員会から提案された一般社団法人日本生物教育学会定款案をベースに定款案の検討を行い、法人化ワーキンググループとして取りまとめた一般社団法人日本生物教育学会定款案を平成 26 年 9 月 7 日に開催した理事会において提案し、承認されました。

その後、その定款案を中西印刷株式会社（日本科学教育学会及び日本理科教育学会が事務所を委託している）東京支社及び司法書士法人あかいわ事務所の司法書士菅沼修司氏に相談し、一部修正、付加などを行い、今回提案する一般社団法人日本生物教育学会定款案に至りました。

〇今後の予定

平成 28 年 1 月の総会で任意団体としての日本生物教育学会を平成 28 年 3 月 31 日に解散し、その権利義務の一切を平成 28 年 4 月 1 日に設立する一般社団法人日本生物教育学会に継承するための準備、手続きを進めます。

一般社団法人日本生物教育学会定款の骨子

第１章　総則

・名称（第１条）は変更なし。

・事務所（第２条）主たる事務所を東京都文京区に置く（中西印刷東京支社を想定)。

第２章　目的及び事業

・事業（第４条）（５）の表彰並びに研究の奨励を加えた。

第３章　会員

・会員の種別（第５条）普通会員を正会員に変更。学生会員を（２）に位置づけた。

・年会費（第６条)、入会（第７条）について付加した。

・会員の権利（第８条）正会員は、意見表明、選挙権、被選挙権を行使できる。
　　学生会員及び名誉会員は、意見表明、選挙権を行使できる。

第４章　代議員

・代議員の選任（第 13 条）正会員のうちから概ね 40 人に 1 名の割合で選任する。代議員をもって法人法に規定する社員とする。

・代議員の任期（第 14 条）任期は 4 年。

第５章　代議員会

・構成（第 15 条）代議員会をもって法人上の社員総会とする。
・権限（第 17 条）入会、除名、理事並びに監事の選任、事業及び決算の報告、定款の変更など
・代議員会の開催（第 18 条）事業年度終了後 3 か月以内に開催する。
・決議（第 22 条）代議員会の決議は、過半数の出席で、出席した代議員の過半数。（１）～（５）は総代議員の 3 分の 2 以上をもって行う。
第６章　役員
・役員（第 27 条）理事６名以上、10 名以内。監事 2 名以内。理事のうち 1 名は会長で法人法の代表理事。
・役員の選任（第 28 条）理事及び監事は代議員会の決議で選任。会長及び副会長は理事の中から。
・役員の任期（第 33 条）任期 2 年で再任を妨げない。２期連続の役員は、連続３期は就任できない。
第７章　理事会
・権限（第 35 条）代議員会の議事事項、規則等の制定・変更、法人の執行業務の決定、理事の職務の執行監督、会長・副会長の選任・解任など。
・種類と開催（第 36 条）通常（毎年 1 回以上）と臨時。
第８章　委員会
・常置委員会（第 44 条）新たに学会賞候補者選考委員会を位置づけた。
第９章　支部
第 10 章　資産および会計
・事業年度（第 47 条）11 月 1 日に始まり翌年の 10 月 31 日まで
・事業報告及び決算（第 49 条）会長が（１）～（６）の書類を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を経て、定時代議員会に提出し、（１）（２）は報告し、（３）～（６）は承認を受けなければならない。
第 11 章　定款の変更、解散及び清算
・定款の変更（第 50 条）代議員会の決議で変更。代議員の 3 分の 2 以上
第 12 章　事務局
第 13 条　公告の方法
第 14 条　補則
附則
・初年度は設立の日から平成 28 年 10 月 31 日までとする
・任意団体日本生物教育学会の会員は、法人成立の日を持って一般社団法人日本生物教育学会の会員となる。会費は任意団体日本生物教育学会に納付した会費を持って充当する。
・定款施行後の最初の代議員はあらかじめ行う代議員選挙において選出されたものとする。
・任意団体日本生物教育学会に属した権利義務の一切は、一般社団法人日本生物教育学会が継承する。
・任意団体日本生物教育学会の規程等は、一般社団法人日本生物教育学会の規程等として引き継ぐ。

学会費の値上げについて

本学会の 2012 年度の会費等収入額は 561 万円であるのに対して支出額は 744 万円、2013 年度は 407 万円に対して 569 万円となっております。2013 年度の本学会の残高は 601 万円まで減じました。

この間、支出額をできるだけ抑えるように努力してきましたが、このままでは学会の運営が大変厳しい状況になります。そこで会費を 1000 円値上げし、普通会員 7,000 円、学生は 5,000 円、団体会員は 9,000 円とすることを提案いたします。

なお、1,000 円の値上げでは約 70 万円の収入増なので収支の改善には不十分ですので、法人化後に再度会費の値上げについて検討することは必定であると考えます。